

24 経営発展の手法としての法人化支援

■ 管内法人化志向農業者 ■

(西讃農業改良普及センター ○小亀英子、佐溝尚子)

●対象の概要

管内には、前年度末で586名の認定農業者がおり、そのうち畜産や露地野菜の大規模経営を行っている農業者においては、雇用の確保や信用力の強化などを目的に法人化している。

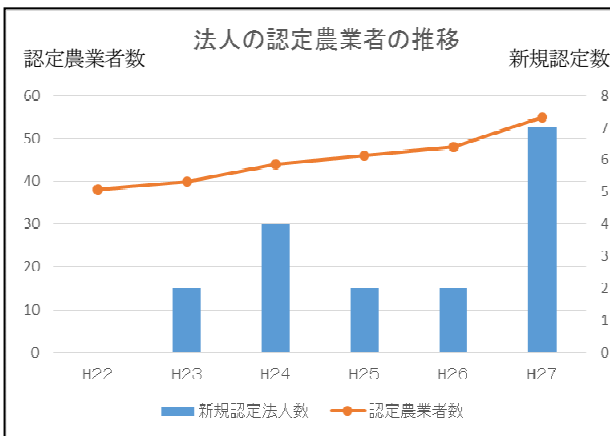
また、法人化していない認定農業者の中でも雇用の確保や円滑な経営継承のため法人化に興味があるものの、漠然と法人化を検討しているだけで、法人化を後押しするような具体的なメリットを見い出せない農業者もいる。

●課題を取り上げた理由

管内の認定農業者の農業法人は、平成27年3月末現在55法人で、畜産や露地野菜を中心に大規模経営を行っている農業者が多く、近年は毎年3～4件が法人化し、認定農業者にもなっている。

しかしながら、税金対策として法人化した場合は、法人化により発生する経費の負担や事務処理等の煩雑さに法人化のメリットを十分活かしていない経営者もいる。また、法人化すること自体が目的になっており、法人化してどのような農業経営をやっていききたいか、明確なビジョンを持ち合わせていない農業者もいる。

そこで、法人化のメリット、デメリットを十分に説明し理解を得た上で、経営発展の手法としての法人化へ誘導することが必要である。



図—1 近年の農業法人の認定農業者数の推移

●普及活動の経過

1 法人制度の周知

平成27年度は、春先の野菜の高騰による税金対策や周辺農業者の高齢化による農地の受け皿として法人化を検討したいという農業者がいた。このため法人化志向農業者に対しては、法人化のメリット、デメリット、会社の形態、法人設立に係る期間や経費等について説明し、制度に関する知識の周知を行った。

2 専門家を招いた個別相談会の実施

具体的に法人化を検討する農業者に対しては、税理士や司法書士を招いて個別の法人化相談会を実施した。相談会では、市農林主務課や市農業委員会も同席し、法人設立後に円滑に認定農業者への誘導や農地の利用権設定などが行われるよう、法人化の課題を共有した。

対象によっては、1回だけでなく複数回相談会を設けることで、法人化に係る課題を丁寧に解決し、課題を残したまま法人化することのないよう留意した。

表—1 法人化相談会の開催実績

日時	対象者	専門家	相談内容
平成27年 7月8日	認定農業者A	税理士	未収穫農産物の棚卸、資産の引き継ぎ
平成27年 7月8日	認定農業者B C, 認定新規D	税理士	共同販売目的の法人の運営
平成27年 7月15日	認定農業者E	税理士	法人化のメリット、デメリット
平成27年 7月15日	認定農業者F	税理士	法人設立の具体的な事務処理
平成27年 7月28日	認定農業者A G	税理士	作業支援を主体とした法人の設立
平成27年 8月18日	認定農業者B C, 認定新規D	税理士	共同経営における公平な利益配分
平成27年 8月18日	認定農業者H	税理士	法人化による社会保険の負担額
平成27年 8月18日	認定農業者G	司法書士	生産法人の要件を満たす構成員の選定

3 法人化に係る個別課題の解決について

個人から法人に経営を継承する場合、資産の引き継ぎを円滑に行う必要がある。

その場合特に問題となるのが、法人化する個人が補助事業で導入した資産を所有している場合である。

事前に法人への持ち込みが可能かどうか、可能な場合の処理について確認した。持ち込める場合は、目的外使用により補助金返還にならないように、事業担当課と十分協議のうえ、法人設立前に事務処理が終了するよう余裕を持って進めることとした。

また、未収穫農産物などの棚卸資産は、個人では計上していない場合があるが、法人設立を機に正確に評価して、持ち込むことが必要で、簡易な原価計算による評価額算定方法を支援した。

さらに、個人が農業制度資金の活用を検討している場合は、借入のタイミングや借入れた負債を引き継ぐための処理を合わせて金融機関と情報共有して、スムーズに行った。



専門家を招いた個別相談会

4 法人化後の支援

法人設立後は、経営開始のための諸手続きが必要であるが、その手続きの際にもできるだけ同席し、資産の引き継ぎにかかる部分について確認を行った。

また、法人での認定農業者に誘導するべく、経営改善計画の作成支援の際、きめ細かな聞き取りを行い、法人化後の経営発展・安定のための当初5年間の中期計画の作成を行い、経営者と課題の共有を図った。

5 法人化（経営継承）研修会の開催

経営継承の一つの手法としての法人化を推進するため、研修会を開催し、32名の農業者が出席し、経営移譲の事例や法人化等について知識を深

めた。



経営発展につなげる経営継承研修会

●普及活動の成果

- 1 平成27年度には、新規に法人化した経営体が5件、新規に認定農業者になった法人が7件、認定新規就農者となった法人が1件となった。
- 2 法人化相談会を開催したが、27年度中に法人化を見合わせた農業者についても、今後時期を見て法人化を予定している。
また、複数戸で共同経営の法人化を希望していた農業者は、設立に向けての課題が解決しなかったため、法人化を見送った。

●今後の普及活動の課題

法人化を志向する農業者の中には税金対策を目的に検討している農業者もおり、法人化後に必要となる経費の負担増を想定していない場合も多い。特に社会保険料の負担増は、法人化のブレーキになっているケースもある。

逆に十分な経営基盤が確保できていないのに法人化し、売上や利益が出づらいう赤字経営の法人もいる。

法人化することが、経営者自身の望むメリットを活かすことができない場合や、活かしたいメリットが明確にできていない場合は、再考するよう促すことが必要と思われる。

このため、個々の経営課題を踏まえつつ法人化の意向と照らし合わせて支援を行うとともに、関係機関との連携と役割分担により、対象者に対してより効率的な支援を行うことが重要である。

また、法人化後は、会計事務所との連携により、決算検討会等を開催し、より高度な経営改善支援を継続していく。